

勝央町告示第140号

公募型プロポーザルを下記のとおり実施するので、プロポーザル方式実施要綱第10条第1項の規定により、公告する。

令和2年9月9日

勝央町長 水嶋 淳 治

1. 工事名

長尾山斎場火葬炉設備更新工事

2. 工事内容

別紙資料のとおりとする。

- ・長尾山斎場火葬炉設備更新工事プロポーザル実施要領書
- ・長尾山斎場火葬炉設備更新工事プロポーザル実施要領書様式集
- ・火葬炉設備基本仕様書

3. 履行期間

以下のとおりとする。

- ・実施設計図書作成期間 内定書発行から令和2年度中
- ・工事期間 令和3年度～令和4年度（予定）

4. 選定方法

本プロポーザルの実施に当たっては、提案者の実績や技術提案、提案見積価格等について、提出書類並びにプレゼンテーション・ヒアリングによる評価を厳正に行い、最優秀候補者1者、優秀候補者1者を選定する。

5. 参加資格

本審査に参加できる者は、令和2年度において、有効な勝央町入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件を満たしている者とする。

- ① 中国地域5県又は近畿圏2府4県内に本社、支社、支店、営業所等があり、保守点検等のメンテナンス技術者が支社、支店、営業所等において合計で5名以上常駐していること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本町の入札制限を受けていない者。
- ③ 勝央町建設工事指名競争入札参加資格の基準(平成5年規則第18条)の規定に基づく

指名停止期間中の措置を受けていない者。

- ④ 勝央町建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成17年告示第52号)第2条第1項第6号に定める暴力団関係法人等に該当しないこと。
- ⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者。
- ⑥ 工事施工にあたり、配置技術者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、配置技術者は技術提案書提出以前3カ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ⑦ 建設業法第27条の23の規定により直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定通知書が有効期間内であり、かつ⑤に定める工種について総合評定値が1,050点以上である者。
- ⑧ 過去5年以内(平成27年4月以降)に元請として単体又は共同企業体の構成員(代表構成員に限る。)として、新築または改築した2基以上の火葬炉(人体炉)を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉改修工事は除く。
- ⑨ 会社更生法又は民事再生法に基づき手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)

6. 受託者を選定するための評価基準

項目	配点	評価の視点
1. 組織・会社経営内容	15	経営状況、納入実績、アフターサービス等
2. 炉設備技術評価	60	設計計算と整合性、適正な設備機器計画等
3. 環境保全対策	10	排出基準値に対応可能な炉設備構造等
4. 施設管理	30	維持管理費用の適正さ、設備設置に必要な空間の確保 維持管理経費の試算、火葬業務委託等の費用試算等
5. 工事額	40	設備仕様に整合し、適正な見積金額か
6. 提案事項	35	提案内容として、自然災害に対する安全性の確保、工事手順の適正さ、電気設備容量の増量に対する対応方法等
7. プレゼンテーション・ヒアリング	10	説明及び回答の明確さ
合計	200	

7. 担当部署

勝央町役場健康福祉部

〒709-4334 岡山県勝田郡勝央町平 242 番地 1

電話 0868-38-7102 F A X 0868-38-7103

8. 公募型プロポーザルの手続き等

(1) 公告の日から「長尾山斎場火葬炉設備更新工事プロポーザル実施要領書」等を本町ホームページで公表する。

(2) 日程

① 公募開始	令和2年 9月 9日 (水)
② 質問書の受付開始	令和2年 9月 10日 (木)
③ 質問書の受付締切日	令和2年 9月 18日 (金) 午後5時必着
④ 質問に対する回答期限	令和2年 9月 25日 (金)
⑤ 参加表明書受付締切	令和2年 10月 2日 (金) 午後5時必着
⑥ 参加資格確認結果通知	令和2年 10月 8日 (木)
⑦ 技術提案書等の受付締切日	令和2年 10月 29日 (木) 午後5時必着
⑧ 辞退届の受付締切日	令和2年 10月 29日 (木) 午後5時必着
⑨ プレゼンテーション審査日	令和2年 12月 11日 (金) (予定)
⑩ 審査結果(内定)の通知	令和2年 12月 中旬 (予定)

9. 契約の締結

(1) 最優秀候補者として特定されたものを対象とする工事請負契約書は、提出された技術提案書等に基づき工事内容の詳細について協議の上仮契約手続きを行う。この契約は勝央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第2条の規定による町議会の議決を得た日から本契約とする。

また、当該仮契約の内容につき議会の議決が得られないときは契約の効力を失うこととなり、これらによって最優秀候補者に損害が生じても、本町はその責めを負わない。

(2) 仮契約までの間、本町は、最優秀候補者に対し内定書を発行し、最優秀候補者は、長尾山斎場火葬炉設備更新工事の実施設計図書の作成を履行することとする。これについては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、本町及び長尾山斎場火葬炉機種選定支援業務の受注者と協議しながら行うものとする。

なお、この実施設計図書の作成に関して発生する費用は、最優秀候補者の負担とする。

(3) 実施設計図書が、技術提案書等と比較して機能の追加がない場合には、この実

施設設計図書に基づく見積額は、技術提案書の際に提出された項目別工事見積書の金額を原則として同額以下とならなければならない。ただし、実施設計図書作成期間における、発注者からの指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による見積額の変更については、別途協議するものとする。

- (4) 最優秀候補者が災害等の特別な理由により契約が締結できない場合は、選定時に順位付けした順に契約交渉を行うものとする。
- (5) 令和2年度の支払いは0円とし、契約金は、令和3年度以降に支払う。
- (6) 支払い方法及び契約保証は、勝央町財務規則（平成14年規則第6号）の規定によるものとする。

10. その他

- (1) 技術提案書作成に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者数が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (3) 提出された関係書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 技術提案書の著作権は原則として参加者に帰属するものとする。
ただし、本町最優秀候補者及び優秀候補者の選定に必要と認める場合は、無償で使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、本町において選定に伴う作業等の必要な範囲において複製できるものとする。
- (7) 本審査に係る情報公開請求があった場合は、勝央町情報公開条例（平成10年条例第3号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 審査結果については公表しない。
- (9) 参加者は、最優秀候補者及び優秀候補者選定後、本審査に係る要領等の内容又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。